

佐賀県告示第 457 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成 29 年 6 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
高原内科クリニック	武雄市武雄町大字昭和 158 番地	平成 28 年 12 月 31 日
ひろおか内科・神経内科クリニック	小城市三日月町久米 1295 番地 2	〃
満岡内科消化器科医院	佐賀市大和町大字尼寺 848 番地 11	〃
オーラルケアプラザら いおん歯科クリニック	佐賀市高木瀬町東高木 251 番地 6	平成 28 年 12 月 19 日
ハート薬局嘉瀬町店	佐賀市嘉瀬町扇町 2379 - 1	平成 28 年 12 月 31 日